



三重県公報

令和元年5月7日(火)

第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	と畜場法等施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	2
告 示			
1	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(災 害 対 策 課)	2
2	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 がい 福 祉 課)	2
3	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	3
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	3
6	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
7	同件	(同)	4
8	同件	(同)	4
9	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河 川 課)	5
10	同件	(同)	5
11	同件	(同)	5
12	同件	(同)	5
13	同件	(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(出 納 局)	6

規 則

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第一号

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則

と畜場法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(と畜場番号) 第十一条の二 と畜場法施行規則様式第一号の注の規定によると畜場番号は、次の表のとおりとする。				(と畜場番号) 第十一条の二 と畜場法施行規則様式第一号の注の規定によると畜場番号は、次の表のとおりとする。			
番号	と 畜 場 名	番号	と 畜 場 名	番号	と 畜 場 名	番号	と 畜 場 名
1	(略)	9	削除	1	(略)	9	伊賀市食肉センター
8		10	(略)	8		10	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第一号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、災害時支援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
三重県津市栄町 3 丁目 123 番地 1
株式会社百五カード 代表取締役 林 竹生
- 2 委託期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

三重県告示第二号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区 15 番地 6	伊 藤 浩 司	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害

医療法人（社団）佐藤病院 さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大中央 21-15	佐藤 沙未	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
桑名もり内科	桑名市大字西方 499	森 真義	じん臓機能障害
三木眼科	津市岩田 1-5	三木 恵美子	視覚障害
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	栗原 眞行	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 肝臓機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	小林 和磨	じん臓機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	増田 智広	じん臓機能障害
医療法人 社団主体会 小山田記念温泉病院	四日市市山田町 5538-1	伊藤 益美	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由

三重県告示第 3 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	森 部 桂 史
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	三 木 誓 雄
医療法人尚徳会 ヨナハ産婦人科小児科病院	桑名市和泉イノ割 219 番地	一 木 貴
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	大 塚 憲 司

三重県告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	ファーマライズ薬局 菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6		薬局	平成 31 年 3 月 1 日
薬局	ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉 2 丁目 17 番 3 号		薬局	平成 31 年 3 月 1 日
薬局	鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175		薬局	平成 31 年 3 月 1 日
薬局	コモノ薬局永井店	三重郡菰野町永井 3818		薬局	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	あじさい薬局北勢店	いなべ市北勢町麻生田麻野 3456-3		薬局	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
薬局	薬局ヘルスショップとすみ	伊賀市緑ヶ丘本町 757-3		薬局	平成 31 年 3 月 15 日

三重県告示第 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
SD 四日市日永店
四日市市日永一丁目 138 ほか
- 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 5 月 7 日から同年 6 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び所在地の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊勢ララパーク
伊勢市小木町字曾祢 538 番地ほか 79 筆
- 伊勢市から聴取した意見
意見なし
- 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 5 月 7 日から同年 6 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ桑名店

桑名市中央町三丁目 21 番地ほか 5 筆

2 桑名市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年 5 月 7 日から同年 6 月 7 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 9 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、中ノ川水系中ノ川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県津建設事務所及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 10 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、天白川水系天白川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 11 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、天白川水系鹿化川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 12 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、鈴鹿川水系椋川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置

いて縦覧に供します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 13 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、堀切川水系堀切川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町 13 番地 他

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 5 月 17 日(金) 12 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 資料 3「提案書記入要領」の(別紙 3)提案書記載依頼事項に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、11 部(正本 1 部、副本 10 部)とします。
- (3) 原稿サイズは A4 とし、両面使用により頁数は 60 ページ(30 枚)までとしてください。また、A4 型 2 穴フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
- (6) 一度提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- (7) その他必要事項については、資料 3「提案書記入要領」によることとします。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- 資料 4「落札候補者決定基準」の(別紙 1)提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者は必ず出席をお願いします。
- なお、詳細は 7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 黒宮
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
- (2) 契約事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 担当 辻裏
電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和元年 6 月 17 日(月)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和元年 5 月 23 日(木) 17 時まで通知します。
- (6) 技術提案書等の提出日時及び場所
- ア 日時 令和元年 5 月 23 日(木)から同年 6 月 4 日(火) 12 時まで
- イ 場所 (1)の場所
- ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。
- ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、そ

の場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和元年6月14日(金) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6の本件担当予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年6月17日(月)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年6月17日(月)15時

なお、入札書は令和元年6月8日(土)から同月17日(月)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県出納局出納総務課総務班

案件名 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和元年6月17日(月)15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Updating, maintenance and administration of the Mie Prefectural Government's electronic procurement system

(2) Submission of Proposal:

Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Thursday, May 23, 2019 and 12:00 A.M. on Tuesday, June 4, 2019.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, June 17, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, June 8, 2019 and 3:00 P.M. on Monday, June 17, 2019.

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, June 17, 2019.

(5) Managing Authority:

General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2772

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、資料 4「落札候補者決定基準」の（別紙 1）提案書評価表に基づき提案内容の評価し、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」といいます。）を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「技術評価点の業務システム」が高い者を落札候補者とします。また、「技術評価点の業務システム」が同じ場合には、「入札価格」が低い者を落札候補者とします。

ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 250 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 令和元年度から令和 6 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入します。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定します。

ア 業務システム：業務の理解度、基本的な考え方及びソリューション

イ システム基盤：機能を実現するためのシステムの構成及びソリューション

ウ 設計開発：入札者の設計開発能力に係る部分

エ 運用保守：入札者の運用保守能力に係る部分

(2) 配点方法

「技術評価点」の満点を 500 点として、次のように上記ア～エ単位に点数を配点します。

<配点設定>

ア 業務システム：125 点（評価項目数：8 項目）

イ システム基盤：125 点（評価項目数：4 項目）

ウ 設計開発：125 点（評価項目数：12 項目）

エ 運用保守：125 点（評価項目数：5 項目）

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～7 までの項目加重点を評価項目ごとに設定します。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は 0～5 点とします。

ア 特に優れたレベルの提案は「5 点」とします。

イ 優れたレベルの提案は「4 点」とします。

ウ 標準的なレベルの提案は「3 点」とします。

エ やや劣ったレベルの提案は「2 点」とします。

オ 劣ったレベルの提案は「1 点」とします。

カ 記述のないものは「0点」とします。

キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点を行います。

「項目評価点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※ 有効数字は小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

(5) 「技術評価点」の計算

「技術評価点」は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の全ての要件を満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、資料1「調達説明書」3で示した評価基準額以内であること、かつ、資料1「調達説明書」の様式1「入札金額内訳書」により提案された各年度別価格が、資料1「調達説明書」10(5)で示した年度別の支払限度額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税抜きの額とします。

年度別支払限度額（税抜）

令和元年度 232,800,000円

令和2年度 49,200,000円

令和3年度 49,200,000円

令和4年度 49,200,000円

令和5年度 49,200,000円

令和6年度 49,200,000円

- (2) 資料4「落札候補者決定基準」の（別紙1）提案書評価表の評価項目のうち、下表の全ての評価項目について、項目評価点が3点以上であること。

欄	大分類	評価項目
ア	業務システム	(3)機能構成及び必須機能要件
イ	システム基盤	(1)システム構成
イ	システム基盤	(2)可用性・信頼性 項目2
イ	システム基盤	(3)セキュリティ
ウ	設計開発	(2)開発スケジュール
ウ	設計開発	(6)開発体制
エ	運用保守	(2)運用管理業務 項目1
エ	運用保守	(2)運用管理業務 項目2

- (3) 「価格評価点」と「技術評価点」の比率は1:2とします。

- (4) 入札者の獲得する「総合点」は「価格評価点」と「技術評価点」の和とします。

総合点750点＝「価格評価点250点」＋「技術評価点500点」

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
